

国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則（平成16年達示第75号）の一部を次のように改正する。

（内容については、別表第3のとおり。）

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において外国人研究員として雇用していた者を引き続き外国人研究員として雇用する場合及び改正前の規定により外国人研究員として雇用することが予定されている場合で総長が特に必要と認める場合における当該者に係る改正後の別表第3の適用については、なお従前の例による。

別表第3 外国人研究員の俸給月額表

区 分			俸 給 月 額						
甲種			814,000 875,000 円						
雇用 期間	都市手当		号 俸 及 び 俸 給 月 額						
			1	2	3	4	5	6	7
乙 種	6 月 以 上	支 甲 10%	413,000	469,000	527,000	576,000	624,000	672,000	702,000
			435,000 円	494,000 円	555,000 円	611,000 円	667,000 円	722,000 円	766,000 円
		月 給 甲 6%	398,000	452,000	508,000	555,000	601,000	647,000	677,000
			419,000 円	476,000 円	535,000 円	589,000 円	643,000 円	696,000 円	738,000 円
	地 丙 3%	386,000	439,000	494,000	540,000	584,000	629,000	657,000	
		408,000 円	463,000 円	520,000 円	574,000 円	624,000 円	676,000 円	717,000 円	
	非支給地	375,000	427,000	479,000	524,000	567,000	611,000	638,000	
		396,000 円	449,000 円	504,000 円	556,000 円	606,000 円	657,000 円	697,000 円	
	6 月 未 満	支 甲 10%	361,000	411,000	461,000	504,000	546,000	588,000	614,000
			381,000 円	433,000 円	486,000 円	535,000 円	583,000 円	632,000 円	670,000 円
		月 給 甲 6%	348,000	396,000	445,000	486,000	526,000	566,000	592,000
			367,000 円	417,000 円	468,000 円	516,000 円	562,000 円	609,000 円	646,000 円
地 丙 3%	338,000	385,000	432,000	472,000	511,000	550,000	575,000		
	357,000 円	405,000 円	455,000 円	501,000 円	546,000 円	592,000 円	628,000 円		
非支給地	328,000	373,000	419,000	458,000	496,000	534,000	558,000		
	346,000 円	393,000 円	441,000 円	486,000 円	530,000 円	574,000 円	609,000 円		

(注)都市手当の支給地区分については、給与規程第16条(都市手当)の支給地区分による。